

## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名:川崎 洋子

## 障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

## 1、精神保健福祉法の改正・・・とりあえず医療と福祉を分離する。

精神医療法は医療法に統合、精神障害者福祉法は障害者福祉法に統合

## ① 医療の分野で

- ・保護者制度を撤廃する。この制度は精神病患者、精神障がい者に対する差別である。
- ・入院形態は、強制入院か任意入院かの二通りであるが、危機介入のシステムの創設強化で、強制入院を極力減らす努力をする。
- ・精神科特例を廃止する。

## ② 福祉の分野で

- ・手帳の共通化。手帳サービスが障害によって異なるといったことがないよう、平等にする。

## 2、障害者自立支援法の改善

- ・通院医療費について、極力軽減し、受診しやすく、継続しやすくする。上限1割負担。
- ・入院医療費について、全国で助成が受けられるようにする。（自立支援法ですとすれば、入院費も応能負担、上限1割負担とする）
- ・グループホームなど居住施設を充実する。
- ・所得保障を現実化する。当会としては、年金ではなく税からの福祉的保障であることを望む。年金財源からとすると、無年金者の解消が急務である。
- ・精神障害者に対する在宅介護を拡充する。ヘルパーの精神障がいについての講習は必要。（家族同居であっても、ヘルパーの派遣をすることが重要）
- ・相談支援事業の拡大。特に障がい者家族の相談にのれる体制を作る。365日、24時間体制。

## 3、社会的入院者の地期移行を進める。住居、所得、ケアの充実が必要。

## 4、ピアサポートの制度化

- (ア) 当事者のピアサポートの実施、制度化。
- (イ) 家族同士のピアサポートの制度化。現在身体、知的障害の福祉法にある障害者相談員と横並びに制度化する。
- (ウ) 家族会活動への支援。事務所の提供、事務局機能の支援など。